大宮駅東口周辺公共施設再編推進本部設置要綱

(目的)

第1条 大宮駅周辺は、東日本の玄関口として首都圏と東北、上信越、北陸及び北海道の各圏域が連携・交流する拠点としての役割が期待されていることから、大宮駅周辺地域戦略ビジョンに基づき、公共施設等の再編による連鎖型まちづくりを推進し、まちづくりの活性化を図るため、大宮駅東口周辺公共施設再編推進本部(以下「本部」という。)を設置し、大宮駅東口周辺の公共施設再編の方針を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次の事項を所掌する。
 - (1) 大宮駅東口周辺地区の公共施設の現状・課題に関すること。
 - (2) 大宮駅東口周辺地区の公共施設用地等を中心とした拠点形成に関すること。
 - (3) 大宮駅東口周辺地区の公共施設用地等の利活用に関すること。
 - (4) その他、大宮駅周辺の公共施設再編の推進に必要な事項。

(本部の構成及び会議)

- 第3条 本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、それぞれ副市長、技監をもって充てる。
- 3 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、審議事項に関係する者を本部に出席させることができる。

(幹事会)

- 第4条 本部を補佐するため、本部に幹事会を置く。幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 幹事会の幹事長を都心整備部長、副幹事長を大宮区役所副区長、行財政改革推進部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、審議事案に関係する者を幹事会に出席 させることができる。

(プロジェクトチーム)

- 第5条 幹事長は必要に応じて幹事会にプロジェクトチームを置くことができる。
- 2 プロジェクトチームの構成員、所掌事務、その他運営に関する事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第6条 本部、幹事会及びプロジェクトチームの庶務は、大宮駅東口まちづくり事 務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月20日より施行する。

別表1 (第3条関係)

役職	職名	
本部長	副市長(都市局担任)	
副本部長	技監	
本部員	都市戦略本部長	
	財政局長	
	市民局長	
	スポーツ文化局長	
	経済局長	
	都市局長	
	大宮区長	
	副教育長	
	総合政策監	

別表2 (第4条関係)

役職	職名	関係課所
幹事長	都心整備部長	都心整備課
		都心整備課氷川参道対策室
		大宮駅東口まちづくり事務所
		大宮駅西口まちづくり事務所
副幹事長	大宮区役所副区長	大宮区役所総務課
		大宮区役所総務課地域商工室
	行財政改革推進部長	行財政改革推進部
		(公共施設マネジメント推進担当)
幹事会員	都市経営戦略部副理事	
	財政部長	財政課
		資産活用課
	市民生活部長	コミュニティ推進課
	区政推進室長	大宮区役所新庁舎建設準備室
	文化部長	文化振興課
	商工観光部長	観光国際課
	都市計画部長	都市計画課
		交通政策課
		自転車まちづくり推進課
		都市公園課
	管理部長	学校施設課
	学校教育部長	学事課
	生涯学習部長	文化財保護課
		博物館
	生涯学習総合センター館長	生涯学習総合センター
	中央図書館館長	中央図書館管理課